**厚生労働省社会・援護局長　谷内　繁　様**

**医療・介護等に係る低所得者支援における**

**制度間の整合性の確保について（要望）**

**医療・介護等に係る低所得者支援において、制度により本人所得の算定方法が異なることから、所得区分の不均衡な状態が生じ、市町村における事務処理の誤りの一因となっている。**

**ついては、「自立支援医療（障害者総合支援法）」「障害児入所支援制度（児童福祉法）」等において、他の制度と異なる本人所得の算定方法となっている合理的な理由をお示しいただくとともに、都道府県及び市町村への周知を徹底していただきたい。**

**特に、上記制度において、他の社会保障制度と異なり、実際の収入より高い所得区分に判定されることがあるため、このような算定方法をとる合理的な理由がないのであれば、他の制度にあわせて算定方法を見直し、社会保障制度間での整合性を確保していただきたい。**

**平成３１年４月５日**

**大阪府副知事 　濵田　省司**